

「混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書

「混合型血管奇形」は、静脈・動脈・毛細血管・リンパ管のうち複数の血管の先天性形成不全をいい、体から手足にかけて大小の腫瘍やあざのような症状が見られ、血管の形成が不完全なことから、患部は外傷により大量出血を起こす恐れや、ウイルス等の細菌に感染すると、患部全体に広がり生命の危険にさらされる恐れのある病気である。こうしたことから安静保持が必要であり、日常生活が著しく制限される。さらに患部には血管が異常に成長し、その部分が栄養過剰となることから、成長に伴って下肢長差、背骨の変形異常といった症状が現れてきている。

この病気の専門医は国内でも極めて少なく、医師や難病対策に関わっている専門家の間でも認知度は低く、病気の原因が明らかではないため、治療方法も確立されておらず、医療や生活の支援もないため、患者や家族にとって精神的、経済的な負担は非常に大きなものとなっている。

よって、国におかれては、「混合型血管奇形」を難病に指定することにより、早期に原因の解明や治療方法の研究、確立を図るとともに、患者が安心して治療を受けられる支援を行うよう要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 3 月 21 日

岐阜県可児市議会

衆議院議長	河野 洋平 様
参議院議長	江田 五月 様
内閣総理大臣	福田 康夫 様
財務大臣	額賀 福志郎 様
厚生労働大臣	舩添 要一 様